

# 遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱

昭和63年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災の早期覚知の観点から、遠隔移報システム等による火災通報を承認するにあたっての条件を定めるとともに、当該通報があった場合の消防活動の対応等について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 対象とする通報形態は次のとおりとする。

(1) 直接通報

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の適用をうける自動火災報知設備と火災通報装置とを接続し、自動火災報知設備が作動した旨を、人の手を経ず自動的に119番に通報されるものをいう。

(2) 即時通報

自動火災報知設備（任意設置を含む。）の火災情報を、まず、警備業者、第三セクター等の第三者機関（以下「業者等」という。）に移報し、業者等の火災対応の一環として、火災確認を経ることなく消防機関に通報されるものをいう。

(適用)

第3条 適用する防火対象物は次のとおりとする。

(1) 直接通報に係る防火対象物

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校に付属する寄宿舎

(2) 即時通報に係る防火対象物

政令別表第1に掲げる防火対象物のうち夜間、休日等において無人となるもの。

(承認条件)

第4条 承認条件は次のとおりとする。

(1) 直接通報に係る条件

ア 防火管理が適正に行われていること。

イ 火災通報装置は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条の基準、平成8年2月16日付け消防予第22号「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」及び平成8年8月19日付け消防予第164号「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」により設置し、維持管理されていること。

ウ 火災の対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者の所在地へも、同時に移報するものであること。

エ 自動火災報知設備は、適正に設置し、維持管理され、かつ、十分な非火災報対策が講じられていること。

オ 遅くとも消防隊到着後20分以内に業者等で夜間、休日等の防火管理業務の委託を受けた者、又は防火対象物の関係者が現場に到着し非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。

カ 事前の破壊消防への同意、自動火災報知設備連動開錠、又は業者等若しくは防火対象物の関係者による消防機関よりも早い現場到着等、消防隊が到着後速やかに自動火災報知設備の受信機に到着し、対応できる手段が確保されていること。

キ 自動火災報知設備の受信機からN T T回線等へ移報する装置、機器が一定の性能を有し、適正な維持管理がなされているものであること。

## (2) 即時通報に係る条件

ア 第1号のア及びエからキに適合していること。

イ 次に掲げる条件を満たすものとして、あらかじめ登録を受けた業者等に火災確認、初期消火等の対応を委託し、これらの業者等から消防機関に通報がなされるものであること。

(ア) 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有する者であること。

(イ) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

(ウ) 自動火災報知設備から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の維持管理が適正であること。

(申請、審査等)

第5条 この要綱により承認を申請しようとする防火対象物の関係者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類（正副2部）を消防長に申請するものとする。

(1) 直接通報

- ア 直接通報承認申請書（第1号様式）
- イ 防火対象物概要（第2号様式）
- ウ 自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（第3号様式）
- エ 火災通報装置の設置・維持管理の現況（第4号様式）

(2) 即時通報

- ア 即時通報承認申請書（第1号様式の2）
- イ 防火対象物概要（第2号様式の2）
- ウ 自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（第3号様式）

2 申請書の受理

前項による承認申請があった場合は、記載事項等の適否を確認し次の処理簿に記載し受理するものとする。

- (1) 直接通報 直接通報承認申請書処理簿（第5号様式）
- (2) 即時通報 即時通報承認申請書処理簿（第5号様式の2）

3 承認に係る審査

承認申請の内容が第4条に定める承認条件に適合しているか否かの審査は次により行うものとする。

(1) 対象物の実態調査

申請に係る対象物の実態調査は、当該対象物の防火対象物台帳を基に過去の立入検査結果、消防用設備等の設置届出及び点検報告書等と申請書類の記載内容とを照合して行うほか、必要に応じて現場調査を実施する。

(2) 申請内容の審査

第4条に定める承認条件中、第1号ア（第2号のアにおいて準用する場合を含む。）については、防火管理状況調査書（第6号様式）第1号エ（第2号のアにおいて準用する場合を含む。）については自動火災報知設備設置・維持管理状況調査書（第7号様式）を作成し審査する。

4 承認の決定

前項の審査の結果すべて適合している場合は、承認を決定し、直接通報承認台帳（第8号様式）又は即時通報承認台帳（第8号様式の2）に記載するとともに、\_\_\_\_通報承認通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

なお、承認条件に不適合があり承認できない場合は、\_\_\_\_通報不承認通知書（第9号様式の2）により申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。

## 5 承認する場合の指導

審査の結果承認した防火対象物（以下「承認対象物」という。）の関係者に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 承認通知書に記載した実施時期（承認通知を受けた日から7日を経過した日以降）を厳守すること。
- (2) 誤操作による出動を防止するため、承認対象物の従業員に対し、自動火災報知設備及び火災通報するための装置、機器の取扱いについて習熟させること。
- (3) 発災時の初動対応を適切に実施すること。
- (4) 真火災の場合は、関係者が直ちに直接通報承認対象物にあつては火災通報装置の手動起動装置を操作し、即時通報承認対象物にあつては、その旨を通報すること。
- (5) 非火災の場合は、関係者が直ちにその旨を通報すること。
- (6) 通報システムを構成する各機器の維持管理を適正に行うこと。

## 6 承認後の継続指導

- (1) 承認後においても立入検査、訓練指導時等に当該承認対象物の承認条件の遵守状況を把握し、不備事項については、その是正を強力に指導すること。
- (2) 承認後、自動火災報知設備の非火災報が発生する場合には、その原因を究明し、当該原因の内容に応じ非火災報の発生を防止するための防火対象物の管理又は環境に適応した感知器の交換等適切な非火災報対策を実施するよう指導すること。

## 7 承認内容の変更等

承認対象物において次に掲げる事項について変更が生じた場合は、通報承認内容変更届出書（第10号様式）により正副2部届出なければならない。

- (1) 承認対象物の名称
- (2) 承認対象物の番地（住居表示を含む。）
- (3) 承認対象物の管理権原者の職、氏名
- (4) 承認対象物の構造、用途等
- (5) 自動火災報知設備及び火災通報装置の大規模な増設、改設等
- (6) その他、特に必要であると認める事項

## 8 審査の見直し

承認後3年ごとに、承認対象物について第3項に定める審査を行い、その結果を承認台帳に記載する。

## 9 業者等の登録

### (1) 登録申請

ア 即時通報を受託しようとする業者等は、即時通報業者等登録申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて正副2部、消防長に申請しなければならない。

- (ア) 防災教育担当者資格講習会の修了証の写し
- (イ) 防災教育に関する計画
- (ウ) 待機場所、要員数、配置車両数及び受託区域を明示した図面
- (エ) その他、必要と認める書類

イ 登録の有効期間（3年）が終了しようとしている業者等は、即時通報業者等登録申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて正副2部、消防長に申請しなければならない。

- (ア) 前記アの(ア)から(ウ)に掲げるもののうち変更事項
- (イ) その他必要と認める書類

### (2) 登録の決定

消防長は、前号による申請の内容が第4条第2号のイに掲げる条件のすべてに適合している場合は、登録を決定し、即時通報業者等登録名簿（第12号様式）に記載するとともに、即時通報業者等登録通知書（第13号様式）により申請者に通知する。

なお、登録条件に不適合があり登録できない場合は、即時通報業者等不登録通知書（第13号様式の2）により申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。

### （3）登録内容の変更等

前号による登録の決定を受けた業者等は、登録申請書の記載内容に変更が生じた場合、即時通報業者等変更届出書（第14号様式）により正副2部届出なければならない。

## 10 承認及び登録の取消し

第4項の承認及び第9項第2号の登録については、それぞれの条件に適合しないものであることが明らかとなった場合、当該承認又は登録の取消しを決定し、\_\_\_\_通報承認取消通知書（第9号様式の3）又は即時通報業者等登録取消通知書（第13号様式の3）により関係者に理由を付してその旨通知するものとする。

（消防活動の対応等）

第6条 直接通報又は即時通報に対する出動体制は、防府市警防規程（平成15年消防本部訓令第1号）第15条に基づく火災等出動体制運用要綱（平成15年3月1日制定）に定めるものとする。

## 2 出動に係る報告

小隊長は前項により出動した場合は、その結果を\_\_\_\_通報に係る対応結果について（報告）（第15条様式）により報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

直接通報承認申請書			
			年    月    日
(宛先) 防府市消防長			
申請者 住所 氏名			
下記防火対象物について、防火管理、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報 対策を適正に行うことを条件として、直接通報の承認を申請します。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話	
	名 称	用途	
	管理権原者 職・氏名		
	防火管理者 職・氏名		
火 災 通 報 装 置	設 置 場 所		
	設 置 機 器	(認定番号)	
※ 受 付			

- 備考 1 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

第1号様式の2

<p>即時通報承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 防府市消防長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>下記防火対象物は、夜間・休日等において無人となりますので、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報対策を適正に行うことを条件に、即時通報の承認を申請します。</p> <p>なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
防火対象物	所在地	電話
	名称	
	用途	
	管理権原者 職・氏名	
火災通報装置	氏名 (法人にあつては 名称及び 代表者の 職・氏名)	(登録番号) 号
※ 受付		

- 備考 1 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式

防火対象物概要

名 称					
用 途		構 造	造	階 数	地上 階 地下 階
昼間の職員数	名	夜間の職員数	名	要介護者数	名
建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>	
防火管理者 選任年月日	年	月	日	消 防 計 画 届出年月日	年 月 日
(要介護者の就寝室の状況図)					

備考 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。

第2号様式の2

防火対象物概要

名 称				
用 途		構造	造	階 数
				地上 階
				地下 階
建築面積		m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
消防隊の 受信機へ の到達手段				
(受信機の設置場所の状況図)				

備考 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。

第3号様式

自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その1）

防火対象物の名称			
受信機	型 級 / 回線		
	製造会社名		型式番号 受第 号
	設置場所	(詳細については別図のとおり)	
中継機	回線 個	電源	(監視方式・非監視方式)
副受信機	型 級 / 回線		
電 源	非常電源	AC V 非常電源専用受電設備回路 電灯回路・動力回路	
		DC V AH 充電方式 トリクル・浮動 使用別 専用・共用	
	予備電源	受信機 V AH	中継機 V AH
設置年月日	年 月 日		
点検実施状況	最終点検 実施年月日	外観点検	年 月 日
		機能点検	年 月 日
		総合点検	年 月 日
	最終点検報告年月日	年 月 日	
点検実施者	会社の所在地・名称		
	氏 名		免状の種類
	会社の所在地・名称		
	氏 名		免状の種類
非火災報対策等の 内容及び性能等	自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その2）に示すと おり		
指摘事項の 改修状況	改 修 内 容	改修年月日	
承認申請に係る自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況は上記のとおりです。 年 月 日 管理権原者			

- 備考 1 指摘事項の改修状況欄は、予防査察結果通知書により指摘された不備・欠陥事項及び自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その2）による指摘事項の改修内容を記入して下さい。
- 2 必要な関係書類を添付し、2部提出して下さい。

自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その2）  
（非火災報対策等の内容及び性能等）

防火対象物の名称			
非火災報対策の内容及び性能等	感知器の適材適所の処置状況		
	蓄積式感知器	無・有（製造会社 型式） 有する警戒区域（ ）	
	その他の感知器	最近の処置状況	
	非火災報対策機器の設置状況及び性能等		
内容及び性能等	蓄積式受信機	無・有（製造会社 型式） 適応性（良・否） 性能・機能（良・否）	
	蓄積式中継機	無・有（製造会社 型式） 有する警戒区域（ ） 適応性（良・否） 性能・機能（良・否）	
	蓄積付加装置	無・有（製造会社 型式） 適応性（良・否） 性能・機能（良・否）	
移報装置等の種別及び性能等	①移報端子（a 受信機 b 蓄積付加装置）		
	②継電器式移報装置（型式 ） ③集音マイク移報装置（型式 ） ④その他 性能・機能（良・否）		
感知器の型式失効等	無・有（失効 年 月 日・特例終期 年 月 日）		
中継器の型式失効等	無・有（失効 年 月 日・特例終期 年 月 日）		
受信機の型式失効等	無・有（失効 年 月 日・特例終期 年 月 日）		
○ 調査実施者の意見 上記の防火対象物に設置された自動火災報知設備の非火災報対策の内容及び性能等については 年 月 日調査・確認した結果、下記の指摘事項の是正等を図れば、消防法第17条 に規定される技術上の基準及び承認条件等の基準に適合するものと思料されます。			
○ 指摘事項			
調査実施者	会社の所在地・名称		
	資格 種類	消防設備士番号	取得年月日
	最終法定講習受講年月日		受講都道府県
	住所		
	氏名		

備考 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。

第4号様式

火災通報装置の設置・維持管理の現況（その1）

防火対象物の名称					
火災通報装置の型式等	品名				
	型式		認定番号		
	製造会社				
電源	常用電源	定格電圧	V	定格電流 A	
	予備電源	定格電圧	V	定格電流 A	
設置場所	火災通報装置				
	押しボタン等				
	送受話器				
設置年月日					
点検実施状況	最終点検実施年月日	外観点検	年	月	日
		機能点検	年	月	日
		総合点検	年	月	日
	最終点検報告年月日	年	月	日	
点検実施者	会社の所在地・名称				
	氏名		免状の種類		
	会社の所在地・名称				
	氏名		免状の種類		
火災通報装置の性能等	火災通報装置の設置・維持管理の現況（その2）に示すとおり				
緊急情報連絡先	第一順位	防府市消防本部			
	第二順位	所在地・名称			
		責任者	電話		
	第三順位	所在地・名称			
		責任者	電話		
	付属装置	名称			
名称					
承認申請に係る火災通報装置の設置・維持管理の現況は上記のとおりです。					
年 月 日					
管理権原者					

備考 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。

火災通報装置の設置・維持管理の現況（その2）  
（火災通報装置の性能等）

防火対象物の名称		
起 動 装 置 の 機 能	押しボタン等の機能	良 ・ 否
	自動火災報知設備との連動機能	良 ・ 否
強 制 切 替 機 能	良 ・ 否	
自 動 呼 び 出 し 機 能	不応答時の呼び出し機能	良 ・ 否
	話中時の呼び出し機能	良 ・ 否
緊 急 情 報 頭 出 し 機 能	手動起動時の機能	良 ・ 否
	自動火災報知設備との連動時の機能	良 ・ 否
有 効 通 報 時 間	手動起動時の機能	良 ・ 否
	自動火災報知設備との連動時の機能	良 ・ 否
非 常 停 止 機 能	手動起動時の機能	良 ・ 否
	自動火災報知設備との連動時の機能	良 ・ 否
通 話 機 能	手動起動時の機能	良 ・ 否
	自動火災報知設備との連動時の機能	良 ・ 否
緊 急 情 報 種 別 の 選 択 機 能	良 ・ 否	
予 備 電 源 切 替 機 能	良 ・ 否	
自動火災報知設備との連動・非連動切替機能	良 ・ 否	
調査実施者の意見		
<p>上記の防火対象物に設置された火災通報装置の性能等について 年 月 日 調査・確認した結果、火災通報装置の技術基準及び直接通報承認条件等の基準に適合するものと思料されます。</p>		
調査実施者	会社の所在地・名称	
	資格 種 類 消防設備士番号	取得年月日
	最終法定講習受講年月日	受講都道府県
	住 所	
	氏 名	

備考 必要な関係書類を添付し、2部提出してください。





第6号様式

防火管理状況調査書

番号	判定基準	判定	備考
1	管理・監督的立場にある者が防火管理者として選任、届出されていること。	適 否 非該当	
2	消防計画が作成、届出され、かつ、人事異動等による修正が適正に行われていること。	適 否 非該当	
3	消防計画に基づく避難訓練が年2回以上実施され、かつ、夜間の訓練が実施されていること。	適 否 非該当	
4	共同防火管理義務対象物にあっては、共同防火管理協議事項が作成、届出されていること。	適 否 非該当	
5※	防災対象物品は、防災性能を有するものが使用されていること。	適 否 非該当	
6※	防火・避難施設、火気施設及び危険物施設等が適正に維持管理され、その状況が維持台帳に記録、保存されていること。	適 否	
7※	消防用設備等が適正に設置、維持管理され、その状況が維持台帳に記録、保存されており、かつ、消防法第17条の3の3に基づく点検・報告が適正に実施されていること。	適 否	
意見	年 月 日		
見	調査者 係 氏名		

備考 ※印欄は継続的指導事項。

第7号様式

自動火災報知設備設置・維持管理状況調査書

区分	番号	調査内容	調査結果	備考
自動火災報知設備	1	感知器の型式失効の特例終期	無・有（良・否）	
	2	中継器の型式失効の特例終期	無・有（良・否）	
	3	受信機の型式失効の特例終期	無・有（良・否）	
	4	点検の実施状況	良・否	
	5	点検の措置状況	良・否	
非火災報対策	6	①感知器の適材・適所	無・有（良・否）	
	7	②蓄積式受信機	無・有（良・否）	
	8	③蓄積式中継器	無・有（良・否）	
	9	④蓄積付加装置	無・有（良・否）	
	10	⑤ $\begin{cases} a : ①+② \\ b : ①+③ \\ c : ①+④ \end{cases}$	無・有（良・否）	
その他	11	指摘事項の改修状況	良・否	
	12	非火災報対策等の内容及び性能等の調査実施者	良・否	
意見	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調査者 係 氏名</p>			

備考 指摘事項の改修状況は、自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その1）による指摘事項の改修状況の良否を記入してください。

第8号様式

直接通報承認台帳

No. \_\_\_\_\_

承認番号	名称	管理権原者 職・氏名	用途	建築面積	申請年月日	見直し年月日	備考
	住所	構造・階数	収容人員	延べ面積	承認年月日		
				m <sup>2</sup>			
		造 階		m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
		造 階		m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
		造 階		m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
		造 階		m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
		造 階		m <sup>2</sup>			

第8号様式の2

即時通報承認台帳

No. \_\_\_\_\_

承認番号	名称	代表者氏名	建築面積	契約範囲	申請年月日	見直し年月日	備考
	住所	防火管理者氏名	延べ面積	自動火災報知設備	承認年月日		
	構造・階数	用途・収容人員	到達手段	非火災報対策	現場到達時間		
			m <sup>2</sup>	全部・一部			
			m <sup>2</sup>	義務・任意			
	造階		A・B・C・D	有・無	分		
			m <sup>2</sup>	全部・一部			
			m <sup>2</sup>	義務・任意			
	造階		A・B・C・D	有・無	分		
			m <sup>2</sup>	全部・一部			
			m <sup>2</sup>	義務・任意			
	造階		A・B・C・D	有・無	分		
			m <sup>2</sup>	全部・一部			
			m <sup>2</sup>	義務・任意			
	造階		A・B・C・D	有・無	分		

※ 到達手段    A 鍵の保有                    C 自火報連動  
                   B 破壊進入承諾                D その他

第9号様式

第 号 年 月 日	
様	
防府市消防本部 消防長	
_____通報承認通知書	
<p>年 月 日付けで申請のあった____通報については、下記のとおり承認します。</p> <p>なお、承認後において、承認条件に著しく適合しない等不備が生じた場合は、承認を取り消すことがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
名 称	
所 在 地	
管理権原者 職・氏名	
承認番号	
<p>(注意) この承認に係る通報は、この通知を受けた日から7日を経過した日以降から実施してください。</p>	

第9号様式の2

<p>様</p> <p style="text-align: right;">防府市消防本部 消防長</p> <p style="text-align: center;">_____通報不承認通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった____通報については、下記のとおり承認しません。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
名 称	
所 在 地	
管理権原者 職・氏名	
不承認理由	
<p>備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

第9号様式の3

<p>様</p> <p style="text-align: right;">防府市消防本部 消防長</p> <p style="text-align: center;">_____通報承認取消通知書</p> <p>年 月 日付けで承認した_____通報については、下記のとおり承認を取り消します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
名 称	
所 在 地	
管理権原者 職・氏名	
取 消 理 由	
<p>備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

第10号様式

○ ○ 通報承認内容変更届出書 年 月 日		
(宛先) 防府市消防長		
届出者 住所 氏名		
承認  対象者	承認番号	
	所在地	電話
	名称	
	管理権原者	
変更  内容		
※受付		

- 備考 1 ※印欄は記入しないでください。  
 2 2部提出してください。

第11号様式

即時通報業者等登録申請書（新・更）		
		年 月 日
(宛先) 防府市消防長		
申請者 住所 氏名		
遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱第5条第9項の規定による即時通報業者等の登録を申請します。		
氏名 〔法人にあつては、氏名 及び代表者の職・氏名〕		
住所 〔法人にあつては、主たる事業所の所在地〕	電話	
防災教育担当者	職・氏名	
	講習年月日	番号
遠隔移報された情報を受信する機器の設置場所	名称	
	所在地	電話
現場確認要員の待機場所	名称	所在地
		電話
		電話
現場到着までの所要時間		分以内
受託する区域		
※ 受付		

- 備考 1 必要な関係書類等を添付し、2部提出してください。
- 2 所定の欄に記入し得ないときは、別紙に記入のうえ添付してください。
- 3 ※印欄は記入しないでください。



第13号様式

第 年 月 日 号	
様 防府市消防本部 消防長	
即時通報業者等登録通知書	
年 月 日付けで申請のあった即時通報業者等登録については、下記のとおり登録します。 なお、登録後において、登録条件に著しく適合しないことが明らかとなった場合、又は有効期間が終了する日までに登録の更新を申請しなかった場合には、登録を取り消すことがあります。	
記	
氏 名 [ 法人にあつては、名称 及び代表者の職・氏名 ]	
住 所 [ 法人にあつては、主 たる事業所の所在地 ]	
登 録 番 号	第 号
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

第13号様式の2

第 年 月 日 号	
様 防府市消防本部 消防長	
即時通報業者等不登録通知書	
年 月 日付けで申請のあった即時通報業者等登録については、下記のとおり登録できません。	
記	
氏 名 [ 法人にあっては、名称 及び代表者の職・氏名 ]	
住 所 [ 法人にあっては、主 たる事業所の所在地 ]	
不 登 録 理 由	
備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

第13号様式の3

第 号 年 月 日	
様  防府市消防本部 消防長	
即時通報業者等登録取消通知書	
年 月 日付けで申請のあった即時通報業者等登録については、下記のとおり登録を取り消します。	
<u>記</u>	
氏 名 〔 法人にあっては、名称 及び代表者の職・氏名 〕	
住 所 〔 法人にあっては、主 たる事業所の所在地 〕	
登 録 取 消 理 由	
<p>備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

第14号様式

<p>即時通報業者等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 防府市消防長</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
登録番号	第 号
<p>氏 名</p> <p>〔 法人にあつては、名称 及び代表者の職・氏名 〕</p>	
<p>住 所</p> <p>〔 法人にあつては、主 たる事業所の所在地 〕</p>	電話
変更内容	
※ 受 付	

- 備考 1 必要な関係書類等を添付し、2部提出してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

第15号様式

年 月 日

防府市消防長 様

職 氏名

\_\_\_\_\_通報に係る対応結果について（報告）

\_\_\_\_\_通報により出動した対応概要について、下記のとおり報告します。

記

出 動 日 時	年 月 日 時 分		
出 動 隊 名		途中帰署（所）	有 無
所 在 地			
名 称		承認番号	第 号
火災・非火災別	イ. 火災（ ） ロ. 非火災		
自火報設置種別	イ. 法第17条義務設置 ロ. 任意設置		
警 備 業 者 名			
業者等の現着 時分及び氏名	月 日 時 分 (消防隊到着後 分)	氏名	
非火災報の発生 原因及び処置	作 動 感 知 器 等 の 種 別		
	作動の原因		
	処 置		
業者等からの 結 果 報 告	報告年月日	年 月 日 時 分	
	方 法 等	イ. 文書 ロ. 電話（報告者氏名 ）	
	報 告 事 項		